令和元年10月24日

宮 城 県 警 察 災 害 警 備 本 部 (担当:生活安全企画課) 022-221-7171(内:3035)



空き巣とは、留守になっているお宅に 入って現金や物を盗む犯罪です。

警察も警戒を強化していますが、ご自 身でできる対策もご紹介します。

被害に遭わないために

- できるだけ、自宅に貴重品を置かない。
- 不在にする場合は必ずカギをかける。 (被災し、カギをかけられないなどの事情が ある場合でも、可能な限りのカギをかける)
- 長期不在時は新聞の配達等を停止する



